



日本共産党北区議会議員

さがらとしこ
区政レポート

2013.5.10.No.1134

ご相談はお気軽に
TEL FAX とも **3905-0970**

さがらとしこ事務所
赤羽北3-23-17
(バス停「赤羽北3丁目」、メガンティ近く)

日本共産党議員団
区役所内 3908-7144
<http://www.kitanet.ne.jp/kyoukita/>

都議選は6/4告示 23日投票
北区議会や2定例会は6月12日～

● 安倍首相の暴走に、各界、国民の間から「改憲のために、ハードルを下げるためのオリーブ改正など、もってのほか」、「枯息な手段は、許されない」の声が広がっています。(裏面とごらん下さい) また、安倍首相や改悪派の歴史認識には、海外からの批判も強まっています。

● こうした中、首都東京の都議会議員選挙と参議院選挙(比例は小池 晃党副委員長、吉良よしさんは東京選挙区)が連続しておこなわれ、

● 北区議会は6/12の本会議のあと休会となり、都議選後に、委員会が開かれることになる予定です。



憲法記念日・都営桐丘団地のそねはじめ前都議

憲法改悪、消費税増税
原発再稼働、TPP参加など
安倍政権の暴走許さず

● 北区の保育園待機児は125人と発表(5/8公表)



2013.5.9

ローエの花、赤羽南口23番
パリの待機児を、和歌トナキ



▲ 5月8日、東京北社会保険病院や老健施設さくらの杜、特養ホームやまぶき荘と高齢者あんしんセンターなどを訪ね、ごらんしました。

5月16日の医療と介護のつどいに
ぜひ、ご参加ください。

● そのねはじめ前都議と区議団は、申入れ活動をつけています。在宅介護、ご家族の皆様もぜひ。

医療と介護を考えるつどい

パート2

とき 2013年5月16日(木)午後6時半開会
会場 北とびあ・飛鳥ホール(13階)

主催者あいさつ・発言 小池あきら(党副委員長・医師)・そのねはじめ(前都議)
ゲストスピーチ 河村雅明さん(北区医師会副会長)
関口久子さん(浮間さくら・高齢者あんしんセンター)

改憲をねらう、みんなの党と維新の会
北区では、分裂、解散、合流くり返す

● 都議会では、自民・民主から離脱議員が結成したみんなの党と維新の会が、猪瀬都政のすべての議案に賛成していることから、マスコミは「ほぼオール与党」と報道しています。また昨年、都議会に提出した「大日本帝国憲法の復活と求める請願」に賛成したのは、維新の会の4人の議員。東京から憲法改悪の流れをつくろつとねらっています。

● 北区議会では、2年前に3人の新人議員がみんなの党をとり、昨年秋からは、分裂、合流、解散、新会派結成のめまろしい動き。5月18日、2人の議員が「北区みんなの党、維新の会」と届出。

「本当の正義は人を殺すとじゃない」

絵本やアニメを通じて、ほとんどの子どもが知っているアンパンマン。当初は「売れるとは思わなかった」といいます。「最初に反応したのは3歳ぐらいの子どもたちでした。幼稚園や保育園で人気が出て、広がっていった。ほくを認めたのは、幼児なんです。ママ、パパの次にアンパンマンという言葉をおぼえた子どもがいると聞いたこともあります。ほくは人の笑顔をみるのが好き。特に子どもが喜んでくれるとうれしい」

アンパンマンは空腹の人に自分の顔（アンパン）を与える異色のヒーロー。また新しい顔になれば元気百倍。誕生の背景には、戦争体験がありました。やなせさんは21歳で出征。終戦を中国で迎えました。「日本軍は『正義』のために戦っている、中国の民衆を助けるといわれ、中国へ行ったんです。でも実際は違った。戦争は非常にむなしいと感じました。陣地をつくったり重労働もしましたが、何よりつらかったのは空腹です。満足な食料は与えられない。すさまじい飢えを体験しました」

作者の やなせ たかしさん



「しんぶん 赤旗」 日曜版 5月号より

改憲は戦車でやってくる

「ニコニコ超会議2」を視察し、陸上自衛隊が出展した10式戦車に乗る安倍晋三首相。4月27日、千葉市美浜区



安倍首相 暴走

「改憲」を参議院選挙でも争点にすると言明する安倍晋三首相。「主権回復」式典で「天皇陛下万歳」を唱和し、「ニコニコ動画」主催のイベントでは、自衛隊のブーツで戦車に迷彩服姿で乗り込み大はしゃぎ。庶民の苦しい生活には目もくれず、「気分は戦争」とばかりに突っ走る姿に各界から厳しい批判の声があがっています。

「しんぶん 赤旗」 日刊 2013.5.3付

第二章 戦争の放棄

〔戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第九章 改正

〔憲法改正の手続、その公布〕

新婦会等「憲法手帳」を授け

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。